

2024年6月27日

関係者各位

宮入商事株式会社
東京宮入商事株式会社
代表取締役 宮入繁美

公正取引委員会による排除措置命令及び課徴金納付命令について

当社は、2023年6月14日に特定LPガス容器用バルブの取引において、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会の立ち入り検査を受け、以降調査に対し全面的に協力し、違反の是正に取り組んでまいりました。

本日、公正取引委員会より、独占禁止法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けましたのでご報告申し上げます。

お取引先様をはじめ、関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。

当社といたしましては、この度の命令を厳粛に受け止め、内容を精査した上、二度とこのような事態が起きぬよう必要な措置を実施してまいります。

今後は、より一層法令遵守の徹底を図り、再発防止に取り組み、信頼回復に向け全力で努めてまいります。

記

1 排除措置命令の概要

特定LPガス容器用バルブについて、バルブメーカー5社が共同して行った違反行為がすでに消滅していることを確認すること、今後は他の事業者と共同して販売価格を決定せず自主的に決め、販売価格に関する情報交換を行わないこと、今後の再発防止の為に必要な措置を講ずること。

2 課徴金納付命令の概要

独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金を令和7年1月28日までに納付すること。(調査開始後以後、事実の報告及び資料の提出を行ったことにより30%の減免が認められました。)

以上